

妊娠・出産・育児の支援に関する民間協働事業実施要綱

（目的）

第1条 大阪市（以下「本市」という。）における妊娠・出産・育児に関して、本市と民間事業者が連携及び協力を行い、妊婦、乳幼児を持つ家族に対する支援を行うことを目的とする。

（事業内容）

第2条 次に掲げる内容の事業について、本市と民間事業者が連携及び協力を行い実施するものとする。

- （1） 妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発に関すること。
- （2） 妊婦、乳幼児を持つ家族に対する支援に関すること。
- （3） 父親の育児参加の普及に向けた取り組みに関すること。

（事業の実施方法）

第3条 本事業は、本市と民間事業者との間で事業内容について協定を締結し事業を実施する。

（協定を締結できる民間事業者）

第4条 連携・協力の協定を締結できる民間事業者は、第2条に掲げる事業を積極的に行う民間企業、NPO法人等の法人、任意団体など、個人を除く全ての団体とする。
ただし、次に掲げる団体を除く。

- （1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体、または、それらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある団体
- （2） 宗教活動や政治活動を目的とした団体
- （3） 法令又は公序良俗に反する活動を行う等、その他協定を締結することが不適當であると認められる団体

（事業の中止）

第5条 民間事業者との協定締結に向けた協議で合意に至らない場合、本市は本事業を実施しない。

（施行の細目）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。